

合併処理浄化槽の適正な施工について

(一般事項)

1. 合併処理浄化槽の施工に係る一般事項は、次の通りとする。

- (1) 浄化槽設備士が、実地に浄化槽設置工事を監督するか、または自らが浄化槽工事を行うこと。
- (2) 浄化槽設置工事に際しては、浄化槽法第30条に規定する標識を設置すること。
- (3) 浄化槽設置工事の基礎の状況等に関して、次のア～カまでの状況を写真に撮り、実績報告書に添付すること。

ア. 浄化槽設備士が、実地に監督していることを証する写真

イ. 基礎工事の状況を示す写真

ウ. 据付工事の状況を示す写真

エ. かさ上げの状況を示す写真

オ. 工事完了の状況を示す写真

カ. その他、特殊な施工を実地した場合は、その状況を示す写真

(設置場所)

2. 合併処理浄化槽の設置場所は、次の通りとする。

- (1) 建物等の維持管理に支障を及ぼすおそれのある、構造物の下部に浄化槽を設置しないこと。
- (2) 車庫及び荷重の大きな場所は、極力避けること。やむを得ず設置する場合は、次のア及びイによること。

ア. 車庫に設置する場合には、四隅に支柱を立て上部に鉄筋コンクリートスラブを打つ等荷重が浄化槽の本体にかからないよう、必要な措置を講じるとともに、マンホールは耐圧マンホールを使用すること。

イ. 崖下等土圧が強い場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリート擁壁を設けること。

(基礎工事)

3. 合併処理浄化槽の基礎工事は、次の通りとする。

- (1) 掘削工事は、土質及び地下水の状況等をよく調査し、必要に応じて土留工事及び水替工事等適正な措置を講じること。
- (2) 栗石地業を行い、十分につき固め、すてコンクリートを所定の深さまで水平に打つこと。
- (3) 基礎コンクリート（厚さ10cm以上とし、配筋を行うこと。）を施し、十分な養生の期間をとること。

（据付工事）

4. 合併処理浄化槽の据付工事は、次の通りとする。

- (1) 槽に水張りし、水平が狂わないよう確認しながら、随時水締め等を行い、埋め戻しを行うこと。
- (2) 埋め戻しに当たっては、良質の山砂等を用いること。
- (3) マンホールが、地盤面から5cm程度高くなるよう据付し、やむを得ず地盤面よりマンホールが低くなる場合は、雨水等が槽内に混入しないように必要な措置を講じること。
- (4) 配管の都合上、かさ上げを実施する場合は、30cm以内とし、かさ上げが30cm以上必要となる場合には、擁壁を設け、上部には排水管を設けた鉄筋コンクリートのピットを設け、縞鋼板等で蓋をすること。
- (5) 上部に鉄筋コンクリートスラブを打設するとともに、地下水等の状況に応じ浮上防止金具を設ける等浮上防止対策を講じること。

（配管工事）

5. 合併処理浄化槽の配管工事は、次の通りとする。

- (1) 雨水や工場廃水等を除く生活排水が、全て浄化槽に流入するように配管すること。
- (2) 配管の起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升を設けること。
- (3) 勾配は、自然流下による場合、管径1/100以上とすること。
- (4) 放流管の管底は、放流先水路の高水位より10cm程度高くなるようにし、自然流下でこの管底高さが確保できない場合には、ポンプ升を設けること。

なお、ポンプは同一能力の予備を設けること。

- (5) 浄化槽から発生する臭気が家屋内に流入することを防止するため、トラップを設けること。

(電気工事等)

6. 合併処理浄化槽の電気工事等は、次の通りとする。

- (1) 電気配線は専用の電源とし、屋外に設ける場合にあつては、防水型の差し込みコンセントとすること。
- (2) 接地工事を必ず行うこと。
- (3) ブロワーは、固定を十分行うとともに、防振架台上に接地する等、防音・防振対策を講じること。
- (4) 空気配管の長さ及び屈曲数は、圧力損失を計算し、メーカーの仕様空気量が確保されていることを確認し、決定すること。
- (5) 空気配管には、破損を起こさないよう必要な覆土を施すこと。
- (6) 浄化槽の周辺に、槽内の洗浄等に使用するための散水栓を設けること。

(その他)

7. 前各項目のほか、浄化槽の適切な機能を発揮するため、必要な措置を講じること。